

幼稚園の目的論 (一)

堀 七 藏

幼稚園の目的などと今更改まつて論ずるのことは如何にも野暮なやうであります。私の眼に映ずる幼稚園の實際を考へると互に幼稚園の目的をハッキリ意識する必要があるやうに思はれます。毎日幼稚園に勤めてゐるときには幼稚園の目的は十分承知してゐる筈であります。さてあまりに明白なるが爲に却つて眞の幼稚園の目的から遠ざかつたやうな弊が皆無ではないと掛念せられるのであります。

さて幼稚園の目的といへば、幼稚園令第一條にある

幼稚園ハ幼児ヲ保育シテ其ノ心身ヲ健全ニ發達セシメ善良ナル性情ヲ涵養シ家庭教育ヲ補フヲ以テ目的トス

とありますから誰でも幼稚園を考へるときには直に想起すべきこととあります。この第一條では幼稚園は幼児を保育することを目的とすることを先づ第一に上げてゐます。幼稚園教育の對象は言ふまでもな

く幼児であります。世間にはあまり明白すぎる幼児をだしに使つて親を教育せんとする滑稽を演ずる人があります。尤も將を射んと欲せば馬を射よ、幼児を教育するには幼児を幼稚園へ出すか出さぬかまよつてゐる父兄に幼稚園の重要な目的や使命を知らしめる工夫を講ずることは結構なことでありませぬ。幼児の保育を十分になし、幼稚園の目的を達するが爲に父兄保護者の理解を得、共力を必要となすこと無論であります。しかしそれは幼稚園の目的を達する方便で、父兄の歡心を買ふことが幼稚園の目的ではありません。幼稚園はどこまでも幼児を保育することを唯一の目的とすべきものであります。そして幼児を保育することは幼児の心身を健全に發達せしめ、善良なる性情を涵養することが目的であります。換言すれば幼稚園に於ける幼児保育の目的は幼児の心身を健全に發達せしめ善良なる性情を涵養することが目的であります。この幼稚園令第一條には毫も唱歌を教へることが、幼稚園の目的であると手技をさせることが目的であるとも、どんな遊戲を教へねばならぬとも規定してありません。勿論幼稚園で藝術教育を行ふことが目的でもなく、職業教育を施すのでもありません。また小學校の諸教科の教授をなすのが幼稚園の目的ではありません。幼稚園令にはどのヶ條にも何を教へねばならぬ等とは微塵もありません。只幼児の心身を健全に發達せしめ、善良なる性情を涵養することが唯一絶對の目的となつてゐるだけであります。

尤も幼稚園令施行規則には幼稚園の保育項目は上げてあります。しかし保育項目が幼稚園の目的であるとは少しも意味して居りません。試みに幼稚園令施行規則第一條を念の爲に申上げませうか。

第一條 幼稚園ニ於テハ幼稚園令第一條ノ旨趣ヲ遵守シテ幼兒ヲ保育スベシ

幼兒ノ保育ハ其ノ心身發達ノ程度ニ副ハシムベク其ノ會得シ難キ事項ヲ授ケ又ハ過度ノ業ヲ爲サシムルコトヲ得ズ

常ニ幼兒ノ心情及行儀ニ注意シテ之ヲ正シクセシメ又常ニ善良ナル事例ヲ示シテ之ニ倣ハシメムコトヲ務ムベシ

第二條 幼稚園ノ保育項目ハ遊戯、唱歌、觀察、談話、手技等トス

この施行規則には律動遊戯を授けねばならぬとも表情遊戯でなくてはならぬとも、リトミックがどうといふやうなことがどこにもありません。またバッタを教へねばならぬともどんな唱歌を教へるのが幼稚園の目的ともありません。却つて幼兒の保育は幼兒の心身發達の程度に副しむべきもので、幼兒の會得し難き事項を授けてはならぬ。また過度の業を爲さしむることが出來ないと、現時の幼稚園で恰も幼兒の會得し難き事項を授けたり過度の業を爲させたりしてゐるが如く、そしてそれはいけないことで禁止

すべきものであるが如くにもとれる文章であります。こんな施行規則は小學校令にも中學校令にもまた高等女學校令にもないところであります。今繁雜をさけて小學校令と小學校令施行規則を引用いたしませう。注意して見ると幼稚園令との相異が明白となります。

小學校令第一條には

小學校ハ兒童身體ノ發達ニ留意シテ道德教育及國民教育ノ基礎並ニ其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス

とあります。そして同施行規則第一條には次の如く説明してあります。

第一條 小學校ニ於テハ小學校令第一條ノ旨趣ヲ遵守シテ兒童ヲ教育スベシ

道德教育及國民教育ニ關聯セル事項ハ何レノ教科目ニ於テモ常ニ留意シテ教授センコトヲ要ス

知識技能ハ常ニ生活ニ必須ナル事項ヲ選ビテ之ヲ教授シ反覆練習シテ應用自在ナラシメンコトニ務ム

ベシ

兒童ノ身體ヲ健全ニ發達セシメンコトヲ期シ、何レノ教科目ニ於テモ其ノ教授ハ兒童ノ心身發達ノ程度ニ副ハシメンコトヲ要ス

男女ノ特性及其ノ將來ノ生活ニ注意シテ各々適當ノ教育ヲ施サンコトヲ務ムベシ。

各教科目ノ教授ハ其ノ目的及方法ヲ誤ルコトナク互ニ相聯絡シテ補益センコトヲ要ス。

更に第二條以下に於て各教科目の要旨を列擧してありますが、この小學校令並に同施行規則と幼稚園令並に幼稚園令施行規則とを比較すると、その相異なる點が明白になりませう。即ち小學校令並に同施行規則では「生活に必須なる普通の知識技能を授く」ることが小學校の重要な一目的であることを明示してありますが、幼稚園令並に同施行規則では特に「幼児の保育は其の心身發達の程度に副はしむべく、其の會得し難き事項を授け、又は過度の業を爲さしむることを得ず」と消極的な規則となつて居ります。即ち小學校の方では「生活に必須なる知識技能を教授せよ」と規定し、幼稚園の方では「心身發達の程度に副はぬ事項を授けるな」と禁止の意味を含ませてゐるのであります。正に小學校は積極的に教授を規定し、幼稚園では消極的に知識技能を教授することを制限してゐるのであります。

三

西曆一八三七年フレイベルがブランケンブルヒの村にキンダーガルテンを開設し、三歳乃至七歳の幼兒を收容し、一八四〇年キンダーガルテンの名稱を發表したのであります。そして「幼兒は實に年若き草木に外ならず、この草木を培養するのがキンダーガルテンである」と考へたものと申します。大抵の方が御承知の如く獨逸語でキンダーは幼兒、ガルテンは花園でありますから、フレイベルは「幼兒を培養する花園」として考へたのでそれを譯して我國では幼稚園と命名せられたものであります。今

日幼稚園教育をなすものは往々にしてフレibelが創意した恩物を教へることが幼稚園教育の眞體であるとなすものであるか、また全然フレibelの教育精神を無視するものが少くないやうであります。しかしフレibelの眞精神はどんなであつたかその言を通して吟味せねばなりません。

「眞に満足すべき人間の教育は人を児童として早くより生活し、それ自身に於て生活し、活動的であり且つまたそれ自身に於て活動的に且つ働くやうにすることを要求するものである」といつてゐます。幼稚園で幼兒に「お行儀よくして先生の話をよくお聞きなさい。この積木の上に長い赤い積木を載せなさい。出来ましたか。その次にこの球。この色は何ですかいつて御覧なさい。サア皆一齊に。そう、それでよろしい。その球を積木の横に置きなさい。誰さん、それは違つてゐます。ア、誰さんも違つてゐます何です。誰さんは人を引ばつたりして。手を膝の上に置いてお行儀よくしてゐなくてはいけませんよ。そう、また積木をいぢりましたね。どうもお行儀が悪くていけませんね」といふ工合に一時も二時も幼兒に教授することが果してフレibelの人間の教育に合致してゐる幼稚園の保育法でありませうか。

またフレibelは「生活に於て、また爲すことを通して事物を學ぶことは單に言葉の上で觀念を傳達することによつて事物を學ぶよりも遙に發展を助け、培養を助け、力を富ますものである」といつてゐます。農村などの幼稚園で電車を見ることの出来ない幼兒に電車通を横切るときの掛圖を示して交通整理の歌を教へたり、都會の幼稚園で、山中で木材を切出して川を流木する掛圖を示して、木材伐出の教

授をなすことが幼稚園の保育項目でありませうか。そんな考はフレイベルが夢想だもしなかつたのではありませんか。

フレイベル氏は今日の心理学を學んだ譯ではないが「人間發展の初期階段、即ち幼児の階段は主として生活の階段である。唯だ生活するための生活それ自身の階段であつて、遊戯の時期である次の兒童の階段は學習の階段であつて作業の時期である」といつてゐます。幼兒と兒童とが明白に區劃的に判別することは出来ませんが、しかし今日の幼稚園の如く、小學校でも程度の高いやうな幼兒に難解な知識を授けることの不當なことを十分に言明してゐるものといはねばなりません。その他フレイベルの語録には吾々の指針とすべきことが多いのでありますが、茲にはその一々を列擧する必要がありません。要するにフレイベルが幼稚園を設立せる目的精神はどこまでもキンダーガルテンの言葉に含蓄せられてゐることを考へねばなりません。

白たへの衣手さひし秋の夜の

月なか空に澄みわたるかも

良 寛